

受信 または 投書日	事項または 題名	ご意見ご要望等	回 答	回答部署
R8.5.19	外国人財確保の覚書締結	2026年5月18日中日新聞朝刊に掲載された外国人財確保の覚書締結の記事に関して市民の声に2つ質問です。 (質問1) 西尾市は過去締結した事実はありますか (質問2) 西尾市は現在締結してますか	(質問1)および(質問2)について、締結した事実はありません。	商工振興課
R8.4.17	広報における決算報告書の表記方法に関する改善提案	西尾市HP、および広報の決算報告を確認させて頂いたところ、当該表記では西尾市の実情を表しきれておらず、市民にその危機感を共有出来ないのではないかと感じております。そのため、以下の点の変更を提案いたします。 ①財政力指数 ・「1」以上は余裕がある、というだけでなく、計算式を出してください。 ・また、その際、収入の6割が不確定収入であることを示してください。 「0.925で54市町村中24番目の【高さ】です。」という言葉は、「西尾市は【高い方】なので大丈夫です」という誤解を招く恐れがありますし、私は誤解していました。 ②健全化判断比率 ・国の定める「早期健全化基準」の「上限」と「下限」を示してください。 この基準は大幅緩く設計されています。その中で西尾の数字を出し、「【こういう数字だけど、こういう基準なので】健全とされています」と示してください。 「健全とされています」という言葉は、「西尾市の財政状況に問題がない」と誤解させる恐れがありますし、私は「西尾は大丈夫なんだ」と誤解しておりました。 ③企業会計資金不足比率 ・「全ての企業会計で資金不足はありません。」は単純化しすぎです。根拠を示してください。 ・また、表については、繰入金を収入の一部となっていることが分かるように変更してください。 たとえば西尾市民病院は、累積赤字が115億にまで増えています。そして、令和6年単体であっても、19億一般会計から繰り入れてなお、17億の赤字です。繰り入れが無ければ36億の赤字です。決算報告は、これらが誰にでも分かるものでなければならぬ。 私はこの数字を担当者や会計報告で確かめています。が、「19億の繰り入れで17億の赤字は補填されている」と勘違いしていました。なぜなら、「資金不足はありません」と表記があるからです。 以上、3つの提案に対する検討結果の回答を求めます。 回答期限は一週間とし、文書での回答をお願いいたします。難しい場合は、その旨および見込み時期のご連絡をお願いいたします。 ここからは意見です。 西尾市は収入の6割が繰越金や国や県の交付金といった不確定収入で構成されており、市民税などの固定収入は4割にとどまっています。単純な収支差は＋30億程。 その中で、毎年10億を超える金額が「健康保険」「介護保険」「市民病院」「水道事業」へ繰り越されており、財源を目減りさせております。 これだけでも問題なのですが、現在の決算報告ではこの危機的状況を市民が理解できない状況であることが最も問題です。 西尾市は決して財政的に余裕のある市ではありません。だからこそ「新しいことをどう始めるか」以上に「広げた風呂敷をどう畳むか」を考える時代」、「市政運営ではなく市政経営」という言葉を出しているのではないのでしょうか？ 私は今まで公務員や市長に対し「計画の具体」を確認しています。そのため、先ほど挙げた「市長の言葉」が「実態に基づかない言葉」であることも知っています。 だからこそ、市民の一人ひとりが現状を正しく認識し、市に対して改善を求めることが大切だと思っています。決算報告の表記変更は、そのための手段です。 以上、長くなりましたが、変更の程、よろしくをお願いいたします。	令和8年4月17日にお寄せいただきました「広報における決算報告の表記方法に関する改善提案」に対する回答について、本市行政組織内部において検討・調整に時間を要したことから、●●様から示された回答期限を超過し、誠に申し訳ありませんでした。 いただいたご提案は、本市の財政状況を正しく理解する上で重要な視点と受け止めております。広報紙を始めとした各種媒体において「わかりやすい形で、正確な内容が伝わる見せ方」を念頭に置いた情報発信を心掛けておりますが、広報紙紙面には限りがあり、詳細な計算式や注釈の全てを掲載することは困難であることから、それらにつきましては、市ホームページに掲載するなど、情報を切り分けて提供する形で現在対応しております。 また、自治体財政関連の評価指数は、計算方法等が複雑かつ専門なものが多く、それら全てを詳細にお示しすることは、市民の皆さまに内容をご理解いただく上でかえって妨げになるのではないかと考え、可能な限り簡潔に情報提供することを心掛けておりますので、ご理解いただけますと幸いです。 お寄せいただいた提案につきましては、現状、次のとおり考えております。 ①財政力指数について 計算式は、紙面のスペースの課題はあるものの、お示しできるのではないかと考えております。なお、財政力指数の計算は「決算額」を用いており、全て額が確定した収入によります。このため、収入の説明に関しましては、ご提案いただいたような対応はできないと考えております。 ②健全化判断比率 及び ③企業会計における資金不足比率について 資金不足比率を含めた各指標における「早期健全化基準(資金不足比率を除く指標が該当)」、「財政再生基準(資金不足比率を除く指標が該当)」「経営健全化基準(資金不足比率が該当)」の具体的な基準値、各指標の概要説明及び計算式は、現在市ホームページに掲載しております。紙面のスペースの都合や、冒頭にお伝えしましたとおり、各指標の詳細な情報をお示しすることは、かえって理解の妨げになるのではないかと考えており、これまで広報紙に掲載してきておりませんでした。今年度につきましても、令和7年度の決算報告の掲載は、これまで同様の広報紙と市ホームページの二段構えの対応としたいと考えております。 なお、病院会計を始めとする企業会計の決算報告において、情報をどの程度詳細にお示しするかについては、各企業会計の所管課を中心に検討が必要であると考えております。いただいたご意見は、関係課と共有させていただきます、引き続き検討を進めてまいります。	財政課

受信 または 投書日	事項または 題名	ご意見ご要望等	回 答	回答部署
R8.4.13	市長の議会への申し入れについて	去る3月30日に市長が西尾市議会議長宛に提出した「議会運営に関する申し入れ書」に関し、不明な点がありますので、以下のとおり質問します。 市長は、「当該発言は、地方自治法第132条に規定される「言論の品位」に違反するもの」と「複数の議員」の発言について、地方自治法違反であると断定しています。 地方自治法132条は、「普通地方公共団体の議会の会議又は委員会においては、議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない。」と規定しています。 新版逐条地方自治法第9次改訂版(学陽書房)によれば、「「無礼の言葉」とは議員が「意見や批判の発表に必要な限度を超えて議員その他の関係者の正常な感情を反発する言葉」と言えるであろう(札幌高判 昭25、12、4)。」と解説しています。 そうすると、「複数の議員」が、「意見や批判の発表に必要な限度を超えて議員その他の関係者の正常な感情を反発する言葉」を発したということになります。 市長が言う「「言論の品位」に違反する」発言とは具体的に誰のどの発言を指すのでしょうか。そして、その発言が地方自治法132条に違反していると判断した根拠は何でしょうか。 ※違法であるとする根拠とは、判例及び学説のことを指します。	ご質問いただきました「議会運営に関する申し入れ書」について、以下のとおり回答いたします。 特定の議員名や個別の発言内容については、特定いたしません。 本申し入れ書は、地方自治法第132条の条文に直接「違反する」と判断しているものではなく、同条が規定の背景として有する「言論の品位」という趣旨にふさわしくない言動があったという認識を示したものです。 本申し入れは、市民から信頼される議会運営を期待する立場から、建設的な議論を行う場としての共通認識を、議会全体で醸成されるよう求めたものです。 今後とも、市民の皆様の負託に応えるべく、市政運営に努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます	秘書政策課
R7.12.23	物価高騰対策支援金	物価高騰対策支援金が水道代の補助になってしまった事が本当に残念です。 価格高騰の最も深刻な影響を被るのは子育て世代の台所だと言えます。学生がお腹いっぱい食べられるのはお米なんです。水道水じゃないんです。一時的でも事務コストがかかっても必要なのはお米です。西尾産のお米に限定してもいいので、とにかく子どもたちにお米を配って欲しいです。農家さんを守るためにも事務コストを高いと思わないで欲しいです。もう一度よく考えて欲しいです。お米券が届く事は無いのでしょうか。	水道基本料金の無料化は、先行的に行う物価高騰対策として今年2月から5月まで実施します。財源には、国から交付される物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金(以下「交付金」という。)の一部を活用します。残りの交付金を活用して行うその他の追加の支援策については、まだ決定しておらず、現在慎重に検討を進めております。	財政課
R7.12.12	訴訟相手の公共事業入札や請負について	西尾市とエリアプラン西尾の関係は現在27億円の訴訟になっています。西尾市の相手方の企業株主は、辻村工業(株)とMICで構成されており、現在西尾市の公共事業を請け負って仕事をしています。 本来なら争う相手に対して、厳しく厳格に対応すべき態度で取り組むべきところ、西尾市の方向性は間違っていると思います。 具体的には、この訴額の金額が決まった場合、株主である両者に対して、市民のお金が渡る事から、これを気にしながら入札、随意契約などをして行政側の正しい取引を阻害していると思います。西尾市長はどう思ってみえるか教えてください。	公共事業の入札や契約においては、地方自治法、地方自治法施行令及び西尾市契約規則などの法令に基づき、公平性、透明性、競争性を確保するための厳格な手続きを踏んでおります。特定の企業が株主であるという理由で、契約上の優遇を行うことは決してありません。 また、訴訟中の相手ということで公共事業の入札や契約において、公正な判断に影響を与えることもありません。 市としては、市民の皆様の税金が適正に活用され、市政が健全に運営されることが最重要であると考えております。この原則に基づき、いかなる企業に対しても、関係法令の下において公正かつ厳格な対応を徹底してまいりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。	財政課
R7.12.2	市役所の開庁時間と駐車場について	まず、資源ごみの回収側に近い駐車場(DCMさん側から見て、右の駐車場)は資源ごみの回収を利用する人専用を検討をして欲しいです。 そうしないと、市役所の庁舎に利用する人がそこに駐車されると資源ごみの回収を利用する方が車を停めることができません。 それと開庁時間です。今は開庁時間を長く開庁されていますけど、多忙な方達のためにも隔週でもいいので土曜日の午前だけでも開庁の検討をお願いします。更に追い討ちをかけるかの如く、来年の4月辺りから開庁時間が短くなるので、尚更多忙な方達のためにも土曜日開庁の検討をお願いします。	このたびは、市役所駐車場のご利用に関して貴重なご意見をお寄せいただき、ありがとうございました。 現在、多くの方にご来庁いただいております。大変申し訳ございませんが、市役所の駐車場スペースには限りがあるため、特定の目的のために専用の区画を設けることは困難な状況です。 ご来庁の皆様にご公平にご利用いただくため、共用の駐車場とさせて頂いておりますことをご理解いただきますようお願いいたします。今後も、皆様が市役所をより利用しやすいよう、改善策を検討してまいります。 次に、開庁時間の短縮に伴う土曜日開庁のご要望について、今回の開庁時間の短縮は、職員の働き方改革の推進を目的の1つとしております。そのため、全庁的に土曜日を開庁することは現在のところ考えておりませんので、ご理解くださるようお願いいたします。 なお、月曜日から金曜日に仕事などにより開庁時間に来庁できない方のために、毎週土曜日の午前中に証明書の発行やマイナンバーに関する手続きが行えるように窓口を開庁しております。 土曜開庁の詳細については、ホームページをご確認ください。 https://www.city.nishio.aichi.jp/kurashi/koseki/1001378/1001740.html	総務課 人事課

受信 または 投書日	事項または 題名	ご意見ご要望等	回 答	回答部署
R7.11.14	パブリックコメント等	主訴 広聴業務のあり方が不十分ではないか 駅東駐輪場の件で、地域つながり課に意見を出したが、当該事業を覚知したのが、予算議決後、事業開始後であり、どうにもならない状況だった。 本来は、事業の開始前に広く意見を聞く(広聴)べきで、その点が不足している。 パブリックコメント制度があることは承知している。本来であれば、該当する事業を把握し、制度利用をするよう指導すべきではないか。 個別確認案件 ①駐輪場事業について、パブリックコメントは行ったか。 ②水道料金について、消費者契約法に基づき、単価を記載すべきだが記載されていない。この点についての市民の声回答が「検討します」だけであり、不誠実ではないか。照会時期は2年位前。 ③7～8月ごろに駐輪場などの件で、市民の声を地域つながり課、学校教育課、環境業務課宛てに出した。回答は地域つながり課からしかないとどうなっているか。 ④市民の声制度について、口頭でも文書で回答をもらえるのか。また、今回の広聴不足に関して「検討します」の回答になるのか。	市政運営において、市民の皆様からご意見をお伺いすることは、大変重要であると認識しております。そのため、市では日頃より様々な集団広聴及び個別広聴の制度により、市民の皆様からご意見等をお伺いしております。 個別広聴のひとつとして、すでにご承知のことと思いますが、パブリックコメント制度(以下「パプコメ制度」といいます。))があります。市の基本的な政策の策定等をするに当たり、その政策の趣旨、目的、内容等を公表するとともに、それに対する市民等からの意見提出を受け付け、その提出された意見に対する市の考え方を公表するものです。 パプコメ制度の実施につきましては、政策の策定等を行う事業担当課が西尾市パブリックコメント手続に関する要綱(以下「要綱」といいます。))に従い判断しています。パプコメ制度実施の際には、市広報紙及び市ウェブサイトでお知らせしています。 また、秘書政策課は、各事業担当課の適切なパプコメ制度の利用を推進するため、職員間で必要な情報を共有する電子掲示板において、毎年度、複数回の制度案内をしています。 今回ご指摘いただきました駅東自転車駐車場の建て替えについては、要綱に規定されているパプコメ制度の実施が必要な政策には該当せず、また、自転車駐車場という従来の利用方法から変更の予定もないことから、実施しておりません。 なお、当該要綱につきましては、市ウェブサイトでご確認いただけます。 パプコメ制度の他に、個別に市民の皆様から広く市政に関し意見をお聴きするのが市民の声制度(以下「声制度」といいます。))です。市役所をはじめ公共施設(一部を除きます。))に設置した投書箱、メール、郵便等で一年を通して受け付けております。今回のような口頭でのご意見等も声制度の対象とすることは可能ですので、回答のご希望があり、西尾市市民の声取扱要綱の規定を満たしていれば、文書で回答いたします。 以上のように広聴制度を設けつつも、●●様が駅東自転車駐車場に関して意見する機会を失ったことを発端に、市の事業全般において「事業開始前に広く市民に意見を聞くべきで、その点が不足している」とお寄せになられたご意見につきましては、そもそも市の、市民から意見等を聴く姿勢が不十分であるのご意見と解します。広く市民の皆様からご意見をお伺いするには、まずは必要な情報を適切な時期にお届けすることが必要であると考えます。 市では、広報紙、西尾市LINE公式アカウントを初めとしたSNS、市WEBサイトを通じて伝わる広報を心掛け、市政情報を発信しておりますが、このたびの●●様からのご意見を組織内共有し、必要な情報が適切な時期に発信されるよう、一層努めてまいります。 次に、ご意見と一緒にいただいたご質問について、次のとおり回答します。 (7、8月ごろに行った駐輪場に関する市民の声回答について) 該当する市民の声投稿は、受付番号No.1479(令和7年7月11日受付)及びNo.1483(同年同月16日受付)の2件と思われます。地域つながり課、環境業務課及び学校教育課へ意見等したにもかかわらず、回答が地域つながり課からしかないということでしたが、令和7年8月4日(2件とも同日)付でメール回答した『【西尾市】ご意見ご要望のお答え』は、当該全課分をそれぞれ1通にまとめ、市として回答したものです。回答の末尾に担当課を連名で記載しておりますので、ご確認いただけますようお願いいたします。 (水道料金単価の検針票記載について) 以前頂戴しました、水道料金の単価が検針票に記載されていないとのご指摘につきましては、検討の結果、令和7年3月18日付で回答させていただきましたとおり、検針票(使用水量のお知らせ)の裏面の記載内容を見直し、改訂することとしております。現在使用している検針票用紙の在庫がなくなり次第、水道料金の単価を裏面に記載したものに切り替えてまいりますので、よろしくお願いいたします。	秘書政策課 広報広聴課 地域つながり課 上下水道営業課

受信 または 投書日	事項または 題名	ご意見ご要望等	回 答	回答部署
R7.10.30	市債について	水道局整備建設担当ご担当者様 令和7年10月21日付の市民の声の投稿の回答ありがとうございます。 西尾市の財政状況の緊迫状況を考え見ると、企業債の発行などで必要な財源を確保し令和7年度は10億8千万円、令和8年度は16億5千万円の事業費を確保して水道管路の更新工事を計画的に進めていることを聞き、大変敬服しています。ありがとうございます。 ところで話は変わりますが、財政担当のご担当者さまにお聞きした方がよろしいのでしょうか？水道局が発行している企業債についてです。この企業債の信用格付け等についてお尋ねします。そもそも水道局が発行する企業債のそもそもの定義はどのような位置づけになるのでしょうか？そして、水道局以外にも、西尾市では企業債や西尾市債を発行しているのでしょうか？そして令和7年3月期までは種別ごとにどのくらいの金額が発行されているのでしょうか？また、その発行手続きを引き受けている金融機関はどこにあたるのでしょうか？又、この企業債や西尾市債の信用格付けは、どの格付情報センターで、どのランクに格付記号(たとえばAA、A、B、Cなど)にあたるのでしょうか？ そして、その発行手続き過程はどのような手続きを経ているのでしょうか？ それとも、私募債みたいな発行手続きを経ているのでしょうか？ 何せ、西尾市の財政事情を考えると、税金だけの収入だけでは、当面の緊急事業についてでも優先順位をつけて執り行わざるを得ない状況ですので、十分理解はできます。 でも私が言いたことは、そのような財政状況の中で、西尾市としては、このように資金を捻出してまでして当面の緊急事業を執り行なわざるを得ないことを西尾市民に十分に周知徹底すべきではないのでしょうか？ご担当者さま、どのようにお考えでしょうか？ 昨今の西尾市の財政状況を考えみると、どうしても上記の案件が気になって仕方がないのです。お忙しい所、誠に申し訳ありませんが、又、日常業務もあって大変失礼とは思いますが、どうかよろしく願います！！	市債(企業債)は、公共施設の整備に必要な資金を調達するための方法であり、具体的に、以下の2つの種類があります。 (ア) 市が国等の公的機関や銀行等の民間金融機関から借り入れるもの (イ) 市が債券を発行し、市民の方々や投資家の方々などに対して、発行した債券の購入募るもの 西尾市では(ア)のみにより資金調達しており、(イ)による資金調達は行っておりません。 このため、●●さんがおっしゃるような対応はしておりません。 また西尾市では、病院事業、水道事業、下水道事業、渡船事業を公営企業会計として運営しており、令和6年度決算における各公営企業の市債(企業債)残高は、病院事業が2,307,444,430円、水道事業が751,287,299円、下水道事業が20,771,812,779円、渡船事業が234,200,000円となっております。 西尾市の財政状況の周知に関しましては、これまでの市民の声の回答と同様となりますが、市民の方々への周知の重要性は認識しています。 しかしながら、必要以上に財政状況の厳しさを周知することは、かえって市民の方の不安感を煽ってしまうことに繋がりがかねません。したがって、現在行っている情報提供の他に、別の機会を設けて情報提供を行っていくことは、今のところ考えておりません。 ただし、今後において大きく財政状況が悪化するような要因を把握するに至りましたら、現状の情報提供の機会に加えて、適宜、市民の皆さまへお伝えする機会を設けるよう努めてまいります。何卒ご理解いただけますと幸いです。	財政課

受信 または 投書日	事項または 題名	ご意見ご要望等	回 答	回答部署
R7.9.25	財政状況について	今日は、朝日新聞・朝刊に記載されていた記事について財政課に対して投稿をします。 前々から、財政課には「市民の声」に投稿していますが、今日も朝日新聞に知多市の財政状況が芳しくないことが記載されていました。その中で、地方交付金不交付団体にあたる11以上の数字をあげている財政力指数とこの数字が多ければ多いほど財政の逼迫度が高いと言われる経常収支比率について伺います。 西尾市ではこの2つの指数は、ここ最近の3年間の年度ではどのように推移しているのでしょうか？そしてこの推移について、財政課としてはどのようにお考えになって、どのような対策をお考えになっているのでしょうか？ これは先に投稿した「市民の声」の質問内容にもリンクすると思いますが、まずは当たり前のことだと思いますが、収入を増やして支出を削るしかありませんよね。その為の具体的な処方箋としては、財政課としては何をすべきなのか？どのようにすべきなのか？収入を増やすとは市民税・法人税・固定資産税等の税金収入を増やすことが、一番手っ取り早い手段ですが、言うのは簡単ですが、実際にやるのは難しいことですが、トヨタ系等の製造業の誘致によって、法人税や固定資産税の増収をはかる！西尾市の人口を増やして、市民税の増収をはかる！等、色々ありますが具体的な計画、お考えはどのようにになっているのでしょうか？ 聞くところによると、西尾市の人口は17万人をピークに現在は、169,191人と伸び悩んでいると聞いています。そうであるとしたら、やはり、西尾市に住む魅力、メリットがあまりないので、市外からの転入してくる人があまり増えていないからではないのでしょうか？ 詰まること、近隣市町村に比べて住みやすい！住んでみて、大変経済的な恩恵がある！福祉や厚生、特に乳幼児の子育てには、大変良い環境だ！等々考えてみると、最終的には、西尾市に有り余るお金があれば、色々な政策を施すことが、できるでしょうが西尾市にはそんな余裕なお金がありません。というよりも、西尾市は、財政切迫状況の危機に瀕している状況ではないのですか？それだけでなくは、中村健市長が、当面の公共工事等の進捗状況の推移をみながら、早急にやらなくても、当面は、何とか凌げるような工事は、凍結する！というような発言をしないのではないのでしょうか？ 如何せん、財源がなければ、お金がなければ、やりたいことを全部実施することはできないのは、当たり前ですね。 だからこそ、西尾市みたいな財政に余裕のない市では、当面、絶対にやらなければならないことを取捨選択して、身の丈にあった財政出動をせざるを得ないのではないのでしょうか？ということとは、とどのつまり、財政課としてのお考え！具体的な施策！等をぜひとも、お聞き願いたら、幸いです！！	貴重なご意見ありがとうございます。 財政力指数につきましては、令和4年度が「0.942」、令和5年度が「0.938」、令和6年度が「0.925」となっております。 経常収支比率につきましては、令和4年度が「92.1%」、令和5年度が「93.8%」、令和6年度が「92.7%」となっております。 財政力指数に関しましては、先日いただいた市民の声へご回答したとおり「1.0」が一つの判断基準となり、「1.0」以上であれば、普通交付税の不交付団体となり、財政力が高い自治体と考えられます。西尾市は、「1.0」を下回っているものの、「0.9」ポイント台を維持していることから、これ以上数値が下がらないようにすべきと考えております。 経常収支比率は、人件費・扶助費・公債費などの義務的性格の経常経費に対して、地方税、地方交付税、譲与税・交付金を始めとする経常的な一般財源収入などがどの程度充当されているかをみるもので、財政の弾力性を判断するための指標です。一般的な市においては「75%程度」が妥当と考えられますが、本回答の冒頭で示した西尾市の比率は、この基準と比較すると高いものとなっています。しかしながら、総務省が取りまとめた資料「地方財政の状況（令和7年3月）」によると、令和5年度決算における全国の市の経常収支比率の平均は「92.9%」となっており、全国的に物価や人件費、燃料費の高騰などの影響により、この比率は非常に高いものとなっております。したがって、この比率をもって、西尾市の財政が危機的状況にあるとは考えておりません。 財政健全化の取り組みとしましては、先にお答えした内容と同様になりますが、まずは当面の対策として、入札などの結果により発生した不用額は減額補正を行い、先送り可能な事業については執行自体を取り止め、今年度における財政調整基金の取崩し額の抑制に努めます。また、来年度の予算編成につきまして、編成方法を改めるとともに、●●様からもご意見いただいておりますが、事業費・事業内容の精査をしっかりと行い、「事業の選択と集中（絶対にやらなければならないことを取捨選択）」を図ることで、歳出の削減に努めます。 歳入の確保に関しましては、●●様のご指摘のとおり、非常に難しい問題になりますが、その施策の一つとして、吉良町横須賀地区において、住宅地を確保するための区画整理に向けた準備を進めるとともに、名鉄上横須賀駅周辺施設もこれに連携して整備を行い、流入人口の受け皿となる新たな拠点の創出に取り組みます。他にも、西尾市の特産品の知名度や魅力を生かし、ふるさと納税の推進に引き続き取り組み、歳入の確保に努めます。 今後も市政運営についてご支援、ご協力いただけましたら幸いです。	財政課

受信 または 投書日	事項または 題名	ご意見ご要望等	回 答	回答部署
R7.9.18	教育委員会、水道局、市民病院、財政課へ	昨日、ショートメールに送りましたが、正式に「市民の声」に投稿させていただきます。 まず、第1は教育委員会に対してです。確か、三河新報等で、体育館等？の鍵の施錠を電子ロックにて開閉するシステムになったという記事を見ましたが、その方式を小・中学校の施錠に使うことができるのでしょうか？もしできるとしたら、そのメリットとデメリットをお教えもえないでしょうか。又、現状ではできない！というなら、その理由も教えてもらえないでしょうか？ 第2は、上下水道代の料金の値上げです。この件も、前に、市民の声で質問をしたことがあると思いますが、再度お聞きさせて下さい。中日新聞や西尾市の上下水道諮問委員会などで議論されている所と思いますが、水道管の耐年数（約30年？）が経過して、水道管にひび割れ等が発生し、取り替えを順次おこなっている状況だと思います。だから、色々な面で上下水道を維持する為には、コストがかかる！ということとはよく分かります。だからこそ、こういう値上げの時こそ、市民に納得してもらえるように説明責任を果たすべきだと思いますが、私個人としては、あまり、危機意識が伝わってこないようにもみうけられます。なぜでしょうか？水道局の当局は、大変な危機意識をもって仕事にのぞんでいることと思いますが！その辺の市民と当局との意識のずれをどのように解消していったら良いのでしょうか？大変難しい問題ではありますが、やはり、乗り越えなければならぬ問題だと思いますので、あえて質問をしました。よろしく願い致します。 第3に、これも愛三時報に記載されていた記事ですが、毎月20億円近い金額を一般会計から補填しているとの記事がありました。又、先日「市民の声」に西尾市民病院の経営問題について投稿しました。でも、このまま同じように20億円を一般会計から簡単に組み入れはできなくなることは、当局は、十分に熟知しているようですが、ではどのように西尾市民病院の経営を改善していくか？は、まだまだ検討の余地が十分ある！と答弁していますが、はたしてどのようなのでしょうか？ 最近、中日新聞・朝刊にあま市のあま市民病院についての記事がでていました。 その中で、経営形態を外部の専門の医療コンサルタント会社に委託して、公益財団法人地域医療振興協会あま市民病院になり、大変な成果を上げている！と聞いていますが、具体的には、どのようなシステムになっているのですか？あま市民病院も、元々は西尾市民病院と同じ、公立病院だったですよ？お教えもらえないでしょうか？ 最後に、旧吉良支所跡地の件ですが、西尾市の財政の逼迫状況から考えますと、民間会社へ売却して、その売却代金を一般会計に補填するのは致し方ないことだとは思いますが本当に一般市民が西尾市が、近隣の碧南市、安城市、刈谷市等とは違って、普通交付税不交付団体ではないことを十分に周知徹底しているのでしょうか？していれば、西尾市民も近隣市町村がやっていることでも、西尾市ではできないこともある！という身の丈に合った対応の仕方でも十分に理解してもらえと思いますが、どのように西尾市の広報活動をさせているのでしょうか？ 私、一個人としてはどうしても西尾市の財政当局と西尾市民の間では認識を乖離があるのではないかとと思いますが、どのようにお考えでしょうか？これは、大変大切なことだと思います。なぜなら、西尾市民から要望があっても、財政状況からどうしてもこの要望は当面実現できない！と言うことも十分にあり得るからです。その時に要望をした西尾市民に対して、実現できない理由を納得してもらえよう具体的な根拠を出さなければならぬからです！！よろしく願います。	初めに、教育委員会へのご質問に対し、ご回答します。 ご覧になられた記事は「学校体育施設スポーツ開放事業における小中学校の体育施設への電子錠の整備」に関する記事と推察します。 この記事にある「小中学校の体育施設（体育館）への電子錠の整備」は、小中学校の体育館を一般市民等が利用する際に、これまでカギの管理人が体育館の解錠・施錠をしていたものを、電子錠の整備により利用者が事前に通知された電子錠の番号により体育館を解錠等することで、省人化できるようになったものです。 この電子錠を校舎等に導入した場合、カギを持ち歩く必要はなくなりますが、解錠者と利用者がいずれも学校関係者である校舎等においては省人化のメリットはございません。 一方、設置費用がかかることなどをデメリットと考えており、市の財政が厳しい現状において、教育委員会としましては、校舎等に電子錠を導入することよりも老朽化する学校施設の改修等を優先する必要があると考えております。 以上の理由から、現時点において小中学校の校舎等に電子錠を導入することは考えておりません。 次に、上下水道代の料金の値上げについて、ご回答します。 今回10月に行います水道料金の値上げについて、ご理解をいただきありがとうございます。ご心配いただいております、市民（水道利用者）と市との意識のずれをどのように解消するかですが、可能な限りの手段を活用し、市民（水道利用者）へ料金改定が何故必要なかを周知していくことが大切だと考えております。 今回の水道料金の値上げについては、令和6年6月に給水条例が改正されたことを受け、料金改定の1年前である同年10月に市ホームページへの情報掲載及びAIチャットボットへの情報登録を実施しました。 さらに、令和7年度には以下の取り組みを行い、市民（水道利用者）への周知とご理解を得られるよう努めています。 ・西尾市水道事業だより「みずのわ」への情報掲載（広報にしおに折込配布） ・広報にしお及び外国人のための生活情報誌への掲載 ・市LINE公式アカウントを活用した情報提供 ・水道料金改定に関する周知案内の全戸配布 ・料金改定後の検針票の備考欄へのコメント印刷 なお、電話や窓口でのお問い合わせに対しても、市民（水道利用者）の皆さまにご理解いただけるよう丁寧な説明を行っています。 続いて、市民病院関係について、お答えいたします。 病院事業収支については、来年度に国の診療報酬改定が予定されており、先の見通しは不透明な状態ですが、当院としては、前回の回答で収支改善策としてお示した医師確保に向けた活動を粘り強く実施し、今後も収益向上となる診療体制の整備を進めてまいります。そして、市民が医療を安全、安心に受けられるよう、地域医療提供体制を強化していきたいと考えております。 あま市民病院については、平成31年4月から指定管理者制度を導入し、市が持つ病院施設において、公益財団法人地域医療振興協会が病院の管理・運営を行う「公設民営」の経営形態になっております。 公表されている資料によると、運営期間は令和元年度からの20年間で、病院の売上である入院・外来収益が指定管理者の収益になる利用料金制をとっております。また、市が定期的にその管理運営状況等を評価するシステムになっています。 最後に、財政課へのご質問についてお答えします。 普通交付税の交付団体となるかどうかは、財政力指数が「1.0」を下回ることが判断基準となります。●●様から先日いただいた市民の声へのご回答でもお伝えしましたとおり、令和7年度の西尾市の財政力指数は「0.951」であり、現状、西尾市は普通交付税の交付団体となっています。 市民の皆さまには、市議会の決算認定を経た9月末に、市ホームページで公開する決算資料の中で財政力指数を公表しております。 また、広報にしお11月号において、決算概要の特集記事を掲載予定しており、そこでも財政力指数をお示しいたします。 なお、令和6年度決算における財政力指数は、「0.925」です。財政力指数の計算を行う時点（年度）により計算基礎の内容が異なることから、数値に差異がありますが、「1.0」を下回る結果に変わりはありません。 市民の皆さまと市との間で、財政状況の認識に乖離があるのではとのご指摘ですが、こうした乖離が生まれないように、●●様もご承知のとおり、先日、財政調整基金の残高が大きく減る見込みであることをお示しし、市の財政状況が厳しい状況にあることを公表いたしました。この件のように、大きく財政状況が悪化するような要因を把握するに至りましたら、先に申し上げた定例的な財政状況の公表に加えて、適宜、市民の皆さまへお伝えする機会を設けるよう努めてまいります。 先日のご回答でも申し上げましたが、持続可能な財政運営に向けた取組をより一層進め、長期的な視野に立った効果的な予算執行に努めるとともに、引き続き、丁寧な情報発信に努めてまいります。今後も市政運営についてご支援、ご協力いただけましたら幸いです。	教育庶務課 上下水道営業課 市民病院管理課 財政課

受信 または 投書日	事項または 題名	ご意見ご要望等	回 答	回答部署
R7.9.10	法 務 専 門 官 と 消 費 者 セ ン タ ー	今日は、法律問題について質問します。よろしく願います。 まず、昨年3月に配置された法務専門官とは、どういう立場、地位、権限の方ですか？具体的に説明してもらえないでしょうか？ 確かに、西尾市は、現在もエリアサービスとPFI事業についての裁判継続中ですので、詳しく教えてもらえないでしょうか？ 次に、西尾市の消費者センターについて、質問します。このセンターの役割は、大変重要なポジションにあると思います。このセンターの所管はどの部署にあたるのですか？そしてこのセンターで取り扱った相談は、どのように西尾市民にもフィードバックしているのでしょうか？もちろん、相談に来た当事者の事案解決が、まず第1に考えることですが、そうでなければ、当該事案が、同じように発生する可能性もあります。その抑止力として、西尾市民に周知徹底することが、大切だと思いますが、このセンター長には、それを完遂できる権限と責任をもっているのでしょうか？もし、その権限と責任もっていないなら、上位責任者として、誰になるのでしょうか？どの部長になるのでしょうか？教えてもらえないでしょうか？ 追伸、法務専門官は西尾市では、どのような人になっているのでしょうか？ たとえば、弁護士等が該当すると思いますが、具体的な選考項目は、どのようなものがあるのでしょうか？ また、法務専門官は、西尾市の常勤の正社員ですか？年収はそのくらいもらっているのですか？ それと、西尾市消費者センターの所長は、法律知識の豊富な人になっていると思いますが、具体的に現在の所長は、西尾市の常勤職員ですか？そして、センター長の前は、どこの部署にいたのですか？それとも、西尾市が、法律の専門家をヘッドハンティングして、センター長に迎えたのですか？ いろいろと、とりとめのない内容になってしまいましたが、やはり、法律問題は、最終的な問題解決のカギとなる重要なことです。だからこそ、具体的に、詳しく、教えてもらいたいです。よろしく願います！！	初めに、法務専門官について、お答えいたします。 法務専門官は、弁護士資格を有した任期の定めのある特定任期付職員です。特定任期付職員は、特に高度な専門的知識を有し、その知識を活用して非常に困難な業務に従事しております。具体的な内容としては、職員からの法律相談や職員の政策法務能力向上のための研修、例規審査、法令等の適合性のチェックなどの業務を行っております。地位及び権限は、一般職の課長級と同様です。 そして、法務専門官の具体的な選考項目は、受験資格が弁護士資格を有し、弁護士名簿に登録されている方で、申込時点で弁護士としての実務経験を6か月以上有することとし、試験内容は面接試験を実施しました。 また、法務専門官は常勤の正規職員であり、年収は個人情報に該当しますので、具体的な金額はお答え出来かねますが、給与は「西尾市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」に基づき、4号給（給料月額55万5千円）が支給されております。 次に、西尾市消費者センターについて、お答えします。 西尾市消費生活センターは、消費者と事業者の間の商品やサービスの契約・解約のトラブルなど消費生活に関する相談について、解決のための助言を行ったり、あっせん等を消費生活相談員が一緒に考え、お答えする相談窓口で、産業部商工振興課が所管しています。 センターで取り扱った案件のうち、被害が多い相談案件や、全国的に問題になっている案件等につきまして、市LINE公式アカウントやセンター公式Instagramで注意喚起の情報発信を行うほか、消費生活講座（出前講座）を実施して消費者被害防止のための啓発を行っています。 また、センター長は、センター運営の管理者であり、権限と責任は商工振興課長に帰属します。 現在のセンター長は再任用職員（常勤の正規職員）で、管理職経験者が配置されています。	人事課 商工振興課

受信 または 投書日	事項または 題名	ご意見ご要望等	回 答	回答部署
R7.9.9	窓口に対応について	市役所の職員で1階から4階まで行って各課ごとに受付でぼくがいくら座ってはないても市役所の職員はなぜか立って話してきます。 ぼくが座っているのに市役所職員は立って上目線で話されても困る。 一般常識がないそれでも大学出てることじゃない。	日頃は市人事行政にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。 この度は職員の対応によりご不快な思いをおかけし、大変申し訳ございませんでした。 窓口対応において立ったまま応対すべきか座って応対すべきかは、状況に応じて臨機応変に対応することが重要であると考えております。 今後も市民の方から信頼される職員になるため、日々の業務における応対において、相手を思いやり、気持ちに寄り添った誠意ある窓口対応を心掛けてまいります。	人事課
R7.8.26	西尾市の財政逼迫	ここ最近、西尾市の財政が逼迫しているという報道(中日新聞・朝刊)を目にしています。 本当に、西尾市の財政は、逼迫しているのですか？また、なぜ、逼迫した原因は何でしょうか？近隣の碧南市(?)、安城市、刈谷市の中では、財政交付金不交付団体になっている市もあると聞いていますが、西尾市は、総務省から、毎年交付金を支給されていると、聞いています。この違いは、どこにあるのでしょうか？具体的に数字で表してください。その際に現在進捗中の工事についてもできるだけ見直しをしていると、聞いています。なぜこのようなありさまになってしまったのでしょうか？ 一般市民としては、納得がいきません！！ 納得ができる説明をお願い致します。	このたびは、本市の財政状況に関する報道により、ご心配をおかけしております。ご質問にあります本市の財政状況について、ご説明いたします。 現時点で、予算編成の調整に用いる、本市の預金である「財政調整基金」が枯渇しかねない状況にあることを、先日報道発表いたしました。本市が、すぐに財政破綻をしよう状況というわけではありません。 本市の令和7年度の財政力指数は0.951と、全国でも上位で、財政力の高い団体であることは間違いありません。 ただし、このまま何もせずに、「財政調整基金」に頼った予算編成を続けると、現在約65億円の財政調整基金が、今年度末には約4割減少し、来年度には8割も減少する、厳しい状況にあるということです。 このような状況となってしまったのは、例年のように繰越金等の余剰財源を確保できなかったためであり、原材料価格の高騰と円安、人手不足による人件費や物価の上昇が続く中で、これまで30年間続いたデフレ経済のもとで培われた予算編成の在り方では、もはや変動する時代への対応ができなくなってしまうことが最大の要因と考えられます。このため今後は、当面の対策として、入札残などの不用額は減額補正を行い、先送り可能な事業については執行自体を取り止めるなどの策を講じるとともに、来年度に向けて予算編成の手法についても抜本的に見直すこととし、持続可能な財政運営に向けて取り組んでいきたいと考えております。 また、本市と近隣市の不交付団体との違いでございますが、交付税は様々な要素が算定されるため一概には申し上げられませんが、西三河の近隣市と比較した場合には、名古屋市という大都市やトヨタ自動車の拠点である豊田市に近い西三河北部に比べると税収の面で不利である点は否定できないと思います。具体的な数字を申し上げますと、令和6年度決算において西尾市(人口 約17万人)は約314億円の市税収入がありましたが、安城市(人口 約19万人)は約412億円、刈谷市(人口 約15万人)は約400億円、碧南市(人口 約7万人)は約195億円で、いずれも人口1人あたりの税収は本市を上回っています。 したがって、全ての面でこれらの市と同様の行政サービスを提供することは、非常に困難です。今回の事態を契機として、持続可能な財政運営に向けた取組をより一層進めることで、引き続き、長期的な視野に立って、効果的な予算編成をしていきたいと考えております。 引き続き、丁寧な情報発信に努めてまいりますので、これからも市政運営についてご支援、ご協力いただけましたら幸いです。	財政課
R7.6.24	道路補修のやり方、それに付随して思うこと	道路の部分的な補修を繰り返して道がでこぼこだらけになっている所がある。そういう所は何度も補修を繰り返すよりも全面的に張り替えをしてしまったほうが効率的だと思う、そうして欲しい。こういうことを書く予算が厳しいと言われるかもしれないが(実際そういう回答を市民の声でよくしていますよね)、西尾市の財政は大して厳しくない。西尾市の財政指数は全国平均と比べてもはるかに良い。昔ながらの非効率なやり方を続けていて甘えているだけでしょう。上場企業では決算発表のときに効率化の効果があればあって、利益がこうなった等という発表をしている所もあるが、役所もそういうことをやれば良いと思う。 役所の会計報告は額を発表しているばかりでそれが良いのか悪いのか、なぜそうなっているのかの分りにくい。	日頃より土木行政に深いご理解とご協力をいただきありがとうございます。 舗装の補修については、舗装の全体的な劣化状況や道路の交通量などを考慮し、施工方法を判断しております。損傷の程度が穴埋めなどの簡易的な補修で対応可能と判断したものについては、損傷部分のみの補修で対応しております。 しかしながら、補修が重なり劣化が激しい場合や、交通量の多いことで全体的に劣化が激しい場合など、全面的な補修が必要と判断される場合には、全面打ち換えを行っております。 舗装の全面打ち換えには多くの費用が必要になります。限られた財源の中、道路の安全性を確保したうえで、舗装の長寿命化を図るよう進めておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。 次に、西尾市の財政についてご説明します。財政力指数は確かに全国平均よりも高い数値であり、財政力があるとされる基準値の「1.0」に近い数値(令和5年度決算における単年度数値＝0.938)となっております。しかしながら、基準値を満たしていない現状では、自治体運営に必要な歳入が確保されていない状況であり、市が取り組むべき事業については、優先順位をつけて取捨選択して予算化せざるを得ず、財政状況は厳しいと認識しております。 決算に関しましては、西尾市では、決算書の公表に合わせて、決算説明資料として「主要な施策の成果説明書」を公表しており、どのような事業に、いくら予算が使われたか、また、その事業概要について、ご確認いただけます。 決算内容の評価につきましては、議会での審議を経て認定を受けることになっており、その審議資料である監査委員による決算審査意見を公表しておりますので、ご確認いただければと思います。	土木課 財政課

受信 または 投書日	事項または 題名	ご意見ご要望等	回 答	回答部署
R7.6.9	PFI事業について	そもそもPFI事業とは何か？そのメリットとデメリットを教えてください。そして、現市長は、なぜ前市長がやろうとした西尾市のPFI事業を、とりやめた主な理由はなんだったのかわかりやすく説明してください。 また、岡崎市や豊田市や刈谷市では、PFI事業を取り入れているのですか。 西尾市の人口は、ここ最近激減傾向にありますか、その原因は何にあるのか。具体的に教えてもらえないでしょうか。魅了的な町なら人口も増加するはずですよ。	初めに、PFI事業についてご説明いたします。公共事業を民間と協力して行うことをPPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）といいますが、PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアチブ）は、その方法の一つです。例えば新しい施設を作る時などに、設計・建設・維持管理・運営などを民間が行うものはPPPですが、PFIはこれらに加えて資金調達も民間が行うことが特徴となります。 PFIのメリットには、 ① 民間のノウハウでコストや工期を圧縮しやすい ② 一時的な行政の財政負担の増加を緩和できる ③ 運営サービスの質向上が期待できる ことなどが挙げられます。 一方、デメリットは、 ① 契約が長期かつ複雑で変更が難しい ② 民間倒産時のリスクが行政に跳ね返る ③ 金利上昇などで総費用が高くなる可能性があること などが挙げられます。 次に、西尾市方式PFI事業についてです。この契約は、総額約198億円、契約期間は30年、14施設の解体や5施設の 신설、12施設の改修、7施設の運営、160施設の維持管理を行うという全国でも類を見ない、極めて大きな契約であるにも関わらず、この契約は民意が反映されているとは言い難いものでした。巨大かつ長期のプロジェクトを一企業に委ねることで市が抱えるリスクが極めて大きくなること、契約締結までの市と事業者の協議内容を明らかにしなかったこと、仮契約書の内容を公表したのが本契約締結を市議会で審議する直前だったことなど、多くの問題点を抱えており、契約成立当時から市民の間では反対意見が多くありました。 そうした民意が平成29年の市長選挙で表されたことから、市民の声を反映させた事業となるよう、事業の凍結・見直しをしたものです。 次に、近隣市のPFI事業につきまして、岡崎市では、岡崎げんき館や岡崎市斎場にPFIの方法を取り入れています。豊田市では、給食センターや交通安全学習センターがPFIで運営されています。刈谷市では、公園でPark-PFIが導入されています。PFIの導入事例は、上記の3市でもあまり多くはありません。 最後に、人口についてです。西尾市は緩やかに人口が減少している傾向にありますが、自然減率は愛知県平均並で全国より小さく、しかも社会増が愛知県平均を上回るため総減少幅が小さいことが特徴です。 全国的に見ますと、出生数の急減と、進学・就職期の若年層が東京・名古屋など大都市圏へ集中する動き等が原因で、地方から都市への人口集中が起きております。そのような中、西尾市の人口増減については、10代後半では市内に大学が無いことや、近隣よりも名古屋への通勤通学時間を要することなどから、社会減の要因となっております。 一方で、20代前半や外国人では、自動車製造業を中心とする雇用により社会増となっています。 また、30代子育て世帯については、土地価格が周辺市と比較して割安となっていることや、親族所有地を活用した住宅取得がしやすいことから、社会増の要因となっております。ただし、外国人や若年層の社会増については、市内事業者の雇用状況による影響が大きく、景気に左右される側面が大きいという特徴があります。 日本全体が人口減少社会に突入していく中で、状況や原因を分析しながら、地方自治体として必要な施策を実行していきたいと考えております。	秘書政策課 資産経営課

受信 または 投書日	事項または 題名	ご意見ご要望等	回 答	回答部署
R7.5.13	社会人枠の市職員 採用試験と若手職 員の民間派遣につ いて	西尾市では、社会人枠の市職員採用試験がありますが、これはどのような趣旨で設けられたのでしょうか。教えてください。 また、30歳前後までの若手職員の民間会社への派遣をしていると聞きますが、具体的には、どのようなことでしょうか？私の知っている限りでは、西尾信用金庫の職員との交換条件で、1年か2年という期間をつけて、相互に派遣し合うような制度があると、書いています。そもそもなぜ西尾信用金庫の職員と派遣し合うことになったのですか？その経緯を教えてくださいませんか？また、この制度の結果、西尾市役所としては、この制度がなかった時と比べて、そのように変わったのでしょうか？そのメリットとデメリットを教えてくださいませんか？ 追伸、これは、1か月か2か月前に三河新報に掲載された記事ですが、西尾市役所の若手職員が西尾信用金庫に派遣された事例ですが、派遣が終了して西尾市役所に戻って来たら、西尾市役所に対して、損害賠償金を請求したという記事があったのですが、これは、上記の派遣制度のデメリットの方にあたるのでしょうか？	日頃は市人事行政にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。 職務経験者の採用試験につきましては、職務経験を持つ方々の実務で培った知識や経験を活かし、即戦力として活躍できる人材を確保できる点や、民間企業等で経験されてきた異なる視点や発想等によって、組織の活性化を図ることを目的として実施しております。 職務経験者の採用試験は令和3年度から実施し、令和5年度からは雇用環境が極めて厳しい就職氷河期に就職活動を行い、希望する就職ができなかった方や、正規雇用の機会に恵まれなかった方いわゆる就職氷河期世代を対象とした採用試験を新たに追加しております。 「民間企業との人事交流研修」につきましては、民間企業での実務を通じて、職員の意識改革や能力開発を図るとともに、効率的な業務の進め方や柔軟な発想等を組織に取り入れ、行財政運営の活性化及び市政の発展に資することを目的として、令和5年度に初めて実施しました。具体的には、令和5年度に西尾信用金庫へ西尾市職員1名を1年間派遣し、令和6年度に西尾信用金庫からの職員1名を1年間受け入れました。 実施の経緯ですが、西尾信用金庫は地域金融機関として、金融機能の提供にとどまらず、文化・環境・教育面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に取り組んでいる組織であります。本市職員を派遣することにより、前述の目的を達成することに加え、民間の視点からの地域貢献活動に触れることができること、また地元企業との深い繋がりがあることから、地元企業の経営・投資傾向等に関する情報にも携わることができるため、今後、産業振興を積極的に推進していく本市としては、非常に有益な研修になり得ると判断し、西尾信用金庫を派遣先としました。 この研修におけるメリットとしては、一定期間、民間企業の業務に直接携わることにより、職員が民間企業の組織風土や経営感覚を身に付けることができること、また、その経験を市役所に持ち帰り、報告会や日頃の業務を通じて他職員にも共有することで、組織全体の活性化に貢献することが出来ると考えます。デメリットとしては、限られた人員の中から派遣のために職員を割り当てる必要があることが挙げられますが、市としては研修を通じて得られるメリットの方が大きいと考え、今後も西尾信用金庫に限らず、様々な民間企業との人事交流研修について、調査・研究を重ねてまいります。 この人事交流研修に関する住民訴訟についてですが、派遣職員への人件費相当額の支出の違法性について争われている裁判です。本市といたしましては今回の派遣研修について違法性は認められないものであり、適正であると判断しておりますが、現在も係争中でございますので、詳細につきましては差し控えていただきます。	人事課
R7.2.5	部会の傍聴につい て	部会の傍聴時に議題一覧しか配布されないため、部会での発言内容を把握することが困難です。傍聴を希望する方に対して議題一覧を配布するとともに、議題資料も配布してはどうですか。もし、議題資料が配布できないのであれば、配布できない理由を教えてください。	この度は部会を傍聴いただきまして、誠にありがとうございました。 部会に関する資料については、議員に対する説明資料ですので、傍聴者には配付しておりません。 なお、本会議や各常任委員会での資料(議案書や当初予算書、決算書等)については議案審議に係るものであり、一般公開されていますので、傍聴の際に閲覧が可能です。閲覧を希望される場合は受付でお声掛けください。	議事課

受信 または 投書日	事項または 題名	ご意見ご要望等	回 答	回答部署
R6.9.17	市長の退職金	最近、岡崎市長の退職金が、1期務めただけで2,700万円程になると新聞報道で知り驚きました。気になって調べたところ、西尾市長の退職金も2,000万円程になるようです。 市長は大変責任ある仕事ですので、それなりの金額でも良いとは思いますが、大企業のサラリーマンが40年近く勤めてやっともらえるような金額です。わずか4年間でそれほどは、あまりに高額ではないですか。 西尾市だけではないかもしれませんが、こんなにもらっていたら市民感覚での政治ができないのではないですか。市長はこの金額をどのように受け止めていますか。 そももって問題なのは、この事実があまり表に出てこないことだと思います。調べれば分かることですが、逆に調べないと分かりません。市長や議員、公務員の給与は新聞報道や広報紙等で大体の額は知っていましたが、退職金はそれらと同等レベルでは公表されていないのではないのでしょうか。今回、調べて初めて知りました。せめて給与と同等にしっかりと公表してください。	日頃は市人事行政にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。 市長の退職手当につきましては「西尾市特別職員退職手当支給条例」に基づき支給されております。 また、公表につきましては総務省の「地方公共団体における職員給与等の公表について」の通知に基づき、ホームページにて給与・定員管理等の状況を公表しており、併せて市長の退職手当を含む特別職の報酬等の状況も公表しておりますので、ご理解くださるようお願いいたします。	人事課
R6.9.13	市役所からの書類の郵送について	毎年、市役所から税金関係や子どもの保育園関係など様々な書類が届きます。そのほとんどは必要な書類であることは理解しつつも、中には、わざわざ郵送料を払って紙で送ってくるのも無駄が大きいと感じるような書類もあります。まれに、送ってくる必要など全くないと感じる書類もあります。 このような書類の郵送に西尾市では年間いくら使っていますか。また、デジタル化で郵送料を低減させる取り組みを行っていますか。 市役所業務の効率化にもなると思いますので、是非デジタル化を推進してください。	日頃から、市行政にご協力いただきありがとうございます。 市と市民の方との書類等のやり取りに係る郵送料は、令和5年度の実績ですと、約1億4,000万円（市民病院や上下水道部などの企業会計を除く。）となります。 郵送料の低減については、10月からの値上がりを受け、本市も重要な課題と位置づけており、郵便デジタル化の取組みは、この課題を解決する有効な手段の一つと認識しております。 郵便デジタル化を実現するためには、市民の皆様からメールアドレス等の情報を取得し、送信先が本人であることや、その情報が正確かどうかを確認する必要があります。また、メールアドレス等の変更などに伴う不達リスクなどの対策も必要となります。さらに、一部の通知文書には法的に郵送が望ましいものもございます。そのため、現段階ですべての郵便物を一挙にデジタル化することは難しいと考えております。 そこで、現在は市から発送する文書の中でデジタル化が可能なものを洗い出し、デジタル化の効果が高いもの※から段階的にデジタル化を進めているところでございます。 本市といたしましても市民サービスの向上と業務の効率化、経費削減を実現するため、引き続きデジタル化を推進してまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。 ※デジタル化実施例 ・市役所への返信用郵便物の電子申請化 ・住民アンケートのLINE化 など	秘書政策課 情報政策課 総務課